

荒尾市民病院新病院売店等運営事業及び入院セット運営事業者の選定について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので、荒尾市病院事業プロポーザル方式事業者選定実施要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき公告します。

令和 3 年 1 2 月 1 7 日

荒尾市病院事業管理者 大嶋 壽海
(公印省略)

荒尾市民病院新病院売店等運営事業及び入院セット運営事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「荒尾市民病院新病院売店等運営事業及び入院セット運営事業者」の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

- (1) 業務名 「荒尾市民病院新病院売店等運営事業及び入院セット運営事業」
- (2) 業務内容 「荒尾市民病院新病院売店等運営事業及び入院セット運営事業仕様書」を基準とする。
- (3) 協定締結時期 令和 4 年 2 ～ 3 月頃 (予定)
契約期間 新病院の建物引渡し日から令和 1 5 年 3 月 3 1 日まで
※上記の期間には新病院内の指定場所への売店事業及び自動販売機運営事業、入院セット運営事業の実施に係る準備から契約終了に伴う原状回復を含む。
- (4) 実施場所 荒尾市民病院新病院

3. 本プロポーザルへの参加資格

申請者は、以下の要件を全て満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 荒尾市競争入札等参加資格審査事務処理要綱(平成 24 年告示第 60 号)第 5 条第 1 項の入札等参加資格者名簿に登録され、申請内容に虚偽記載がない者であること。ただし、応募時に入札参加資格者名簿に登録されていない場合であっても、広く提案を求める必要があることから、荒尾市競争入札等参加資格審査申請に準じた手続きの上、承認を得ることで参加することを認める。
- (3) 荒尾市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成 7 年告示第 37 号)に基づく指

名停止期間中でないこと。

- (4) 荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成 24 年告示第 36 号）第 3 条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中でないこと。
- (7) 参加申請書の提出時点で、本院と同程度の診療科目を有し、一般病床数が 200 床以上の病院において、当該請負業務（売店事業・入院セットの両方）を履行した実績があること。

4. スケジュール

番号	内容	期日
1	公告及び資料配布	令和 3 年 12 月 17 日（金）～令和 4 年 1 月 7 日（金）
2	質問受付	令和 3 年 12 月 20 日（月）～令和 3 年 12 月 23 日（木）
3	質問回答	令和 3 年 12 月 27 日（月）予定
4	参加表明書及び入札参加資格審査申請受付	令和 3 年 12 月 27 日（月）～令和 4 年 1 月 7 日（金）16 時
5	参加資格等要件確認結果の通知	令和 4 年 1 月 11 日（火）予定
6	企画提案書提出期限	令和 4 年 1 月 14 日（金）
7	辞退届提出期日	令和 4 年 1 月 14 日（金）
8	プレゼンテーション審査	令和 4 年 1 月 24 日（月）
9	審査結果通知	令和 4 年 1 月 26 日（水）
10	協定書締結	令和 4 年 2 月～3 月頃予定

5. 質疑回答

(1) 質疑の受付

① 受付期間 令和 3 年 12 月 20 日（月）～令和 3 年 12 月 23 日（木）17 時 15 分まで

② 質疑の方法

本業務について質疑のある者は、質問書（様式 4）に質疑内容を入力し、担当者の電子メールアドレス宛に送信すること。送信に当たっては、表題を「荒尾市民病院新病院売店等運営事業及び入院セット運営事業についての質疑」とすること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

(2) 質疑に対する回答

① 回答日：令和 3 年 12 月 27 日（月）予定

② 回答日に質疑提出者に対して電子メールで返信する。なお、本業務に関係のある質

問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

6. 参加表明及び参加資格審査

- (1) 参加表明する者は、参加表明書（様式1）を提出すること。
参加表明書の提出がない者の参加は認められない。
- (2) 資格審査書類の提出
参加を希望する者は、参加表明書提出時又は提出後、次の書類を提出すること。
 - ① 参加資格確認申請書（様式2）
 - ② 営業概要書（書式自由）
 - ③ 病院売店運営事業の実績書（様式3）
 - ④ 納税証明書（「法人税」「消費税及び地方消費税」）
 - ⑤ 直近過去3か年の経営状況を確認できる書類（決算書、貸借対照表など）
 - ⑥ 会社案内、パンフレット
- (3) 提出期限
令和3年12月27日（月）～令和4年1月7日（金）16時必着
持参又は郵送（書留郵便により、期限内必着のこと。）で行うこと。
- (4) 提出先
下記12の担当者まで提出のこと。
- (5) 参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに辞退届（様式5）を提出すること。

7. 企画提案書等の提出について

- (1) 資格審査書類を提出し、参加資格が認められた者は、「荒尾市民病院新病院売店等運営事業及び入院セット運営事業仕様書」及び公募書類として病院より提示された各種書類を踏まえ、提出書類の各項目について、必ず次に掲げる項目内容に関して記載したものを提出すること。ただし、病院から提供される書類を無断で他の用途に使用することは認めない。
 - ① 経営状況
 - ①-1 過去3年間の売上
運営にあたり会社経営の安定性を評価する。
 - ①-2 履行実績（様式3）
運営するために十分な能力を備えているかを評価する。一般病床数が200床以上の病院において、当該請負業務（売店事業・入院セットの両方）を履行した実績について評価する。
 - ② 出店概要（様式7 1枚まで）
 - ②-1 出店概要、コンセプト

出店する店舗の概要やコンセプトが当院の新病院整備方針を踏まえて具体的に提案できているかについて評価する。

②-2 事業開始までの準備スケジュール

事業開始に向けた準備スケジュールが新病院の工事や移転について考慮されて具体的に提案できているかについて評価する。

③ 売店販売商品（様式7 2枚まで）

③-1 病院で販売することを考慮した商品

事業の実施場所が病院ということを考慮した商品を提案できているかについて評価する。

③-2 荒尾市内の産業への配慮（地産地消）

荒尾市内の製品等を商品として取り扱うことについて評価する。

④ 売店付随サービス（様式7 2枚まで）

④-1 ATMの設置方針

病院が指定する付随サービスのうち、ATMの設置方針について評価する。

④-2 イートインスペースの設置方針

病院が指定する付随サービスのうち、イートインスペースの整備方針について評価する。

④-3 その他付随サービスの整備方針

ATM およびイートインスペース以外の病院が指定する付随サービスの整備方針について評価する。

⑤ 設置運営体制（様式7 1枚まで）

⑤-1 会社組織概要及び運営体制

適切に事業が継続できる管理体制、および問題が生じた際に短時間の対処できる体制が整っているかについて評価する。

⑤-2 従業員の教育体制

従業員の教育体制（接客態度、商品知識、指導体制）の整備状況を評価する。

⑥ 緊急時の対応（様式7 1枚まで）

大規模災害等が発生した際の当院への支援体制について評価する。

⑦ 衛生管理体制（様式7 1枚まで）

⑦-1 衛生管理に関する体制

社内に衛生管理を担当する組織が整備されていたり、管理体制が具体的に整備されていることについて評価する。

⑦-2 仕入から保管、販売までの管理体制

販売までの商品の取り扱いが適正にできる管理体制が整備されているかについて評価する。

⑧ 売店自由提案

- ⑧-1 付随サービス以外の利用者満足度の向上に向けた取組み（様式7 3枚まで）
病院から指定する付随するサービス以外に利用者（患者・来院者・職員含む）の満足度向上・利用促進に向けた会社独自のサービスを実施することについて評価する。
 - ⑧-2 整備レイアウト（様式任意 A3サイズ 1枚まで）
売店内のレイアウトが病院内の売店であることを考慮しているかについて評価する。図面の CAD データが必要な場合は、病院に申し出ること。
 - ⑨ 入院セット運用（様式7 2枚まで）
 - ⑨-1 提供セット構成
患者サービス目的ということを考慮したセット内容を提案できているかについて評価する。
 - ⑨-2 運用方法
入院セットの運用方法について具体的に記載できているかについて評価する。
 - ⑩ 販売手数料（任意様式）
 - ⑩-1 売店
売店運営事業における販売手数料額の基礎となる料率について評価する。
 - ⑩-2 自動販売機
自動販売機運営事業における販売手数料額の基礎となる料率について評価する。
 - ⑩-3 入院セット
入院セット運営事業における販売手数料額の基礎となる料率について評価する。
- (2) 受付期限 令和4年1月14日（金）
- (3) 受付時間 平日勤務日の9時00分から17時まで
(但し、令和4年1月14日（金）は16時までとする。)
- (4) 提出先 下記12まで（参加表明及び参加資格審査の提出先と同じ）
- (5) 提出方法 企画提案書等を提出場所に持参するか、書留郵便によることとする。
郵送の場合は、受付期間中（最終日は16時まで）に必着とする。なお、郵便の事故等については申請者のリスク負担とする。
- (6) 費用負担 申請に関して必要な経費は、全て申請者の負担とする。
- (7) 留意事項
- ① 企画提案書は 企画提案書表紙（様式6）を表紙にし、A4版、長辺綴じとする。
提案書は指定された様式以外は任意のものを使用することを認めるが、提案書に使用する文字の大きさは、一般常識として読みやすい文字の大きさとすること。ただし、図表などの致し方ない場合は除く。
 - ② 提出部数は、正1部、副9部（複写可）の計10部とし、提出後の資料追加、修正は認めない。また、提出された書類等は返却しない。

- ③ 申請書類の著作権は申請者に帰属させる。但し、委託先に選定された申請者の申請書類については、荒尾市が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。
- ④ 本業務の申請のために得た情報について、申請者は第三者への公表等の他の目的に使用することはできない。但し、公知となっている情報及び第三者から合法的に入手できる情報については、その対象ではない。
- ⑤ 荒尾市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- ⑥ 提出期限、提出場所及び提出方法に適合しないもの、指定する様式等及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの並びに虚偽の内容が記載されているものは失格とする。

8. 企画提案書の審査

(1) 審査方法

提出された提案書及びプレゼンテーションの内容について評価基準に基づき採点し、最高得点者を契約候補者として選定する。

(2) 評価委員会の設置

提案書及びプレゼンテーションについては、「荒尾市民病院新病院売店等運営事業及び入院セット運営事業者選定プロポーザル選定評価委員会」において審査を行う。

(3) プレゼンテーション審査日

令和4年1月24日（月）

(4) 会場等

会場、時間等の詳細は、有効な申請をした申請者に対して別途通知する。

(5) 説明時間

プレゼンテーションの時間は1社20分程度とする。

(5) 説明者

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、運営事業者側の参加人数は3名以内とすること。

(6) 選定後の手続き

審査結果通知後、最優秀提案者は、売店等の開設に伴う協議を病院と行う。

(7) 業務の引継ぎ

最優秀提案者と協議が整った場合は、随意契約により契約を締結するが、契約開始以前に荒尾市民病院内売店にて業務の引き継ぎを行うこと。その引き継ぎに係る人件費等は受託者の負担とする。利用者に影響が無いよう、円滑に実施すること。

9. 委託先候補者の選定及び審査結果の通知

審査員が審査基準に基づき、企画提案書の書類審査及びプレゼンテーション審査の結

果を総合的に評価して、委託先候補者の選定を行う。

審査結果は、審査後速やかにプレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。

10. 契約の締結

荒尾市病院事業管理者は、委託先候補者と事業の実施などに関する細目的事項について協議のうえ、契約を締結する。

11. その他

(1) 委託業務の継続が困難になった場合の措置

① 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、荒尾市病院事業管理者は契約を解除できる。この場合、契約に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、受託者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

② その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等、受託者の責に帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否等について協議するものとする。

(2) 他疑義が生じた場合の措置

契約書の解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合には、荒尾市病院事業管理者と受託者は誠意をもって協議する。

12. 問合せ先

荒尾市民病院総務課施設係 担当者：永井

住所 〒864-0041 熊本県荒尾市荒尾 2600 番地

TEL 0968-63-1115 FAX 0968-63-1189

電子メール kazunori.28835@city.arao.lg.jp